

平成26年6月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち電気式床暖房1件、
リチウムイオンバッテリー(電動アシスト自転車用)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
該当案件無し
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201300003を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ミタケ電子工業株式会社が製造した電気式床暖房について（管理番号A201300003）

①事故事象について

ミタケ電子工業株式会社が製造した電気式床暖房を使用中、異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。

調査の結果、当該製品は、薄い樹脂製シートに発熱体を印刷し、導電性の接着剤によって電極を接続し、発熱体に通電することによって床面を暖かくするもので、接着剤によって接続された電極部が下地の凹凸の影響を受けやすく、平滑でない場所において使用されたことやシート裏側の打痕等から施工時の異物の入り込みの影響により、電極部の接着が剥がれて接触不良となり、異常発熱したために床面からの発煙と焦げに至ったものと考えられます。

なお、敷設時の取扱注意や、施工指導が徹底されていなかったことも事故発生に影響しているものと考えられます。

管理番号	事故発生日	機種・型式	被害状況	事故発生都道府県
A201300003	平成25年2月26日	FL2-4545	火災	神奈川県

※平成25年4月5日に公表した事故について、調査結果を踏まえ再公表。

②再発防止対策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、平滑でない場所において施工されたことによる電極部の接触不良又は施工時の取付不良により、電極が断線・短絡し、発煙する等の不具合が発生したことから、事故の再発防止を図るため、2010年（平成22年）10月25日からウェブサイトへ情報を掲載し、対象製品について無償点検を実施しています。

③対象製品：製品名、機種・型式、対象製造期間、対象台数

製品名	機種・型式	対象製造期間	対象台数
パセロ200V	FL2-**** ※FL2で始まる型番	2005年10月 ～ 2007年4月	4,855台

2010年（平成22年）10月25日からリコール（無償点検）を実施
点検率：89.5%（平成26年5月31日現在）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号A201300003）以外の、2010年度以降同社が製造した電気式床暖房におけるリコール対象の内容による事故（調査中のものであってリコール対象の内容の事故かどうか不明なもの及びリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2013年度	1	火災	2011年度	0	火災
2012年度	0	火災	2010年度	1	火災

＜対象製品の確認方法＞

対象製品に使用されているコントローラは、次の2種類です。



1回路用コントローラ



2回路用コントローラ

④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者又は事業委託先の行う無償点検を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

電話番号：0800-200-4588

受付時間：9時～17時30分（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.mitake-electronic.co.jp/news.html>

（本発表資料の問合せ先） 消費者庁消費者安全課
（製品事故情報担当） 担当：大木、長井、清重
電話：03-3507-9204（直通）
FAX：03-3507-9290

（ミタケ電子工業株式会社が製造した電気式床暖房についての発表資料に関する問合せ先）

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当：水野、角田、中谷 電話：03-3501-1707（直通）
FAX：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300003	平成25年2月26日	平成25年4月1日	電気式床暖房	FL2-4545	ミタケ電子工業株式会社	火災	当該製品を使用中、異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、薄い樹脂製シートに発熱体を印刷し、導電性の接着剤によって電極を接続し、発熱体に通電することによって床面を暖かくするもので、接着剤によって接続された電極部が下地の凹凸の影響を受けやすく、平滑でない場所において使用されたことやシート裏側の打痕等から施工時の異物の入り込みの影響により、電極部の接着が剥がれて接触不良となり、異常発熱したために床面からの発煙と焦げに至ったものと考えられる。 なお、敷設時の取扱注意や、施工指導が徹底されていないことも事故発生に影響しているものと考えられる。	神奈川県	平成25年4月5日に、ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの平成22年10月25日からリコール(無償点検)を実施(特記事項参照)点検率 89.5%
A201400159	平成26年5月14日	平成26年6月13日	リチウムイオンバッテリー(電動アシスト自転車用)	KMD-BT8	神田無線電機株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を電動アシスト自転車に取り付けて保管中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは6月4日 6月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

該当案件無し

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

リチウムイオンバッテリー（電動アシスト自転車用）
（管理番号：A201400159）

